

さいたま市水道局企業管理規程第15号

さいたま市水道局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年9月26日

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

さいたま市水道局会計規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局会計規程（平成１３年さいたま市水道部企業管理規程第３１号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（領収書等の交付） 第２７条　〔略〕 ２・３　〔略〕 ４　次に掲げる方法により水道料金、<u>下水道使用料</u> <u>その他収納金</u>の納入を受けた場合は、領収書の交付を省略することができる。 （１）・（２）　〔略〕 <u>（繰替払）</u> <u>第３５条の２　令第２１条の８第３号の規定により繰替払をすることができる経費は、指定納付受託者に納付させる収入に係る手数料とし、その支払については、当該収入の収入金を繰り替えて使用させることができる。</u> <u>２　企業出納員は、指定納付受託者から前項に規定する経費の繰替払に係る通知を受けたときは、直ちに繰替使用計算書を作成し、前項に規定する経費の予算を所管する課（以下「予算所管課」という。）の長へ提出しなければならない。</u> <u>３　予算所管課の長は、前項に規定する繰替使用計算書の提出を受けたときは、直ちに繰替使用額の補填の手続をしなければならない。</u>	（領収書等の交付） 第２７条　〔略〕 ２・３　〔略〕 ４　次に掲げる方法により水道料金及び<u>下水道使用料</u>の納入を受けた場合は、領収書の交付を省略することができる。 （１）・（２）　〔略〕

附　則

この規程は、令和７年１０月１日から施行する。